

平成 30 年 第 2 回定例教育委員会会議録

- 1 招集年月日 平成 30 年 2 月 27 日 (火) 14 時 00 分～
- 2 招集場所 役場別館 2 階会議室
- 3 出席委員 黒川教育長、舩委員、齊藤委員、十時委員
- 4 事務局出席者 水本次長、江田参事、西係長
- 5 会議録署名委員の指名 齊藤 富美子 委員
- 6 前回の会議録の承認 平成 30 年 第 1 回定例教育委員会 (1/30)
- 7 教育長報告
- 8 案 件 議案第 4 号 佐々町立幼稚園の廃止について
議案第 5 号 佐々町立幼稚園設置条例等を廃止する条例 (案)
議案第 6 号 佐々町公民館設置条例及び佐々町公民館使用料条例の一部を改正する条例 (案)
議案第 7 号 佐々町住民総合センター設置条例の一部を改正する条例 (案)
議案第 8 号 佐々町体育施設条例の一部を改正する条例 (案)
議案第 9 号 佐々町幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 (案)
議案第 10 号 佐々町就学指導小委員会の結果について
- 9 報告事項 (1) 平成 29 年度長崎県教育委員会表彰について
(2) 学習指導要領の改訂について
(3) 土曜授業実施について
(4) 平成 29 年度体力テスト結果について
(5) オアシスルームの廃止について
(6) 羽ばたけ若者人材育成奨学金の決定について
(7) 名義後援について
(8) 準要保護の 2 月認定について
(9) 行事関係報告について
(10) その他
・オアシスルーム活動状況報告
- 10 その他 (1) 次回開催日程 平成 30 年 3 月 27 日 (火) 14 時 00 分～
(2) 場 所 佐々町役場 別館 2 階会議室
(3) そ の 他

<審議の経過（要約）>

教育長	ただ今から、平成30年第2回定例教育委員会を開催します。
教育長	5 会議録署名委員の指名 本日の会議録署名委員を指名します。齊藤 富美子委員にお願いします。
教育長	6 前回の会議録の承認 前回の「平成30年第1回定例教育委員会会議録」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料により説明)
教育長	今、説明がありましたが、質問や、お尋ね等ございますでしょうか。 (「なし」の声あり。)
教育長	ないようでしたら承認することといたします。
教育長	7 教育長報告事項 次に、教育長報告に入ります。
教育長	(1) 教育長の主な行動 (資料により説明)
教育長	(2) 町内校長会指導事項等 【指導事項】 ○年度末に向かって 年度末に向かってということで、来年度の構想を具体化するよう指導をしたところ です。 ○M社製天井照明 M社製の天井照明について、腐食による落下の危険性があるということで、急ぎよ、調査をいたしました。佐々小学校は、N社製、口石小学校も一緒でございました。佐々中学校はP社製ということで該当はございませんでした。また、町民体育館、サンビレッジについても確認をいたしました。該当する製品は使われていないということで一安心したところでございます。 ○鳥インフルエンザ 大分落ち着いてはいると思いますが、とにかく寒いときに鳥が死んだりするわけです。しかし、これは鳥インフルエンザであるかないかはよくわからないということで、子どもたちには、とにかく死んだ鳥には触れないようにという指導を徹底す

教育長

るようにという話をしたところです。

○個人情報の管理

これは、新聞記事ですけど、知らせてはならない個人情報を知らせたということで問題になっていました。

また、しばらくしてからある町で同じように知らせてはならない情報を知らせてしまったという報道がなされたところです。

学校も非常に個人情報が多いわけですから。そのことについて、しっかり管理をするようにということ、そしてまた、職員の意識づけをきちんとするよようにという話をしたところです。

○体罰

今、佐々町では体罰が許されると思っている教師はいないと思っているところですけど、もしかしたら、校長の思い込みかもしれないということで、もう一度指導をしました。この新聞記事、「小学校教諭暴行小3男子骨折」ということで、これは、刑事告訴がされた事案でございます。もう一度確認をするよう指導をしたところです。

また、現在、体罰調査が行われておりますけれど、今のところ体罰についての報告は上がってきておりません。この体罰調査は保護者に記入していただくという形の調査で、担任は回収するだけ、封筒に入れて回収をしますので、担任は開封いたしません。内容は、校長、教頭が確認をしていくという調査でございます。

○パワハラ

「校長、パワハラに賠償命令」ということが、新聞記事に載っておりました。

校長も人間ですから、かっとなるときがあるかもしれませんが、大声で、人前で罵倒する、そういうことは絶対にないように。また、人格を否定するような言葉というのは厳に慎むよようにということを話をいたしました。

それと関連づけて、必ず教頭と一枚岩で物事を進めていくよように話をしたところです。

○セクハラ・わいせつ行為

このことについては繰り返し、指導もしましたし、新聞報道等でも扱われているところです。これは、長崎県だけではなく、全国的な傾向ということで、今回、長崎県の教職員の処分の規定が変わりました。処分についての裁量、処分についての見直しがなされたところです。児童生徒へのわいせつ行為があった場合、懲戒免職などで対応をするよように文科省が求めているわけですが、長崎県の場合も、懲戒免職になります。

○学力格差

これも参考として、新聞記事に、「小学4年生から学力格差拡大」という記事が載っておりました。日本財団という団体が調査したものでございますけれど、経済的に苦しく生活保護を受けている世帯の子どもは、そうでない人たちに比べて、国語、算数、数学の学力偏差値が低くなる傾向があり、特に、小学校4年ごろから学力の格差が広がるという記載がなされておりました。

その原因、分析としては、幼いころから勉強や規則的な生活習慣を身につけにく

<p>教育長</p>	<p>く、学力格差の拡大を招いているというような分析をしているようです。</p> <p>学校としては、特に、小学校4年生と限定するわけではありませんけれど、いろんな家庭、経済状況の子どもたちがいるわけで、その子たちもきちんとした勉強や規則的な生活習慣について指導を重ねていくことが大切ではないかという話をしたところでした。低学年での規則的な生活習慣の指導の徹底をという話をいたしました。</p> <p>○いじめ</p> <p>「いじめ、自殺報告再公開へ」ということで、これは、そこに書いてあります、町で起こったいじめについて、第三者委員会の報告が再度インターネット上で公開されたということでもあります。</p> <p>私も公開されたものをホームページで見ってみましたけど、かなり詳細で厳しいです。しかも、ラインのやりとりという記事になると本当に難しいです。</p> <p>一単語しか出ていないわけです。「死にたい」とそれが、予兆であったと捉えるのか、もらった側が予兆と捉えるか、捉えないか、その前後の脈絡がない文書だけのやりとりというのは、非常に読み取りと言いますか、察知するのが難しいところがあると思ったところです。</p> <p>○子どもの問題行動</p> <p>これも、ある県で起こった「女子高生殺傷無差別襲撃」です。15歳の少年が誰でもよかったという供述をしたというニュースでございました。以前も校長会で話をしていたわけですが、やはりよく言われているのが、教師はKKDだというふうに言われます。経験、感、度胸で物事を判断しているということでございます。</p> <p>確かに、教師の観察というのは正しいところが多いわけです。しかし、それだけでは十分ではない。こういう性格なり、こういう可能性があることを見抜くというのは、これは観察だけではできないことではないと思っています。</p> <p>ですから、本町では、i-Checkであるとか、Q-Uテストであるとか、そういう客観検査を実施しているわけです。特に、そういう心理検査等で気になる子については、十分に注意を払うように、こういうことは、起こる前の対応が一番大切だという話をいたしました。不登校、問題行動についても同様でございます。</p> <p>○教員働き方改革</p> <p>いろんなニュースや報告の中で、教職員の超過勤務について月40時間、年360時間というあたりに落ち着くのか、これが目安になっていくのではないかと考えています。また、11ページ、部活動については、週2日間の休養日は、一つの目安と言いますか、そのあたりで統一されていくのではないかと受け取っているところです。</p> <p>一日の活動は平日2時間、休日3時間程度ということで、スポーツ庁のガイドラインも出されてくるのではないかと考えています。そのガイドラインを受けて、県下の動きを見ながら、本町でも対応を進めていきたいと思っております。</p> <p>○その他</p> <p>2学期制の検証委員会を佐世保市も立ち上げるという報道がなされました。児</p>
------------	---

教育長

童生徒の虐待など、対応件数最多という記事がありました。

県の表彰を受けた佐々中学校1年生の3名、フィンスイミングの日本新記録ということで表彰を受けたところです。

佐々町の地域包括ケアシステム、佐々町「おおむね構築」ということで、誇らしいことであるという話をいたしました。

携帯電話についての調査でございます。問1というのが、自分用の携帯電話やスマホを持っているか持っていないかということです。これを見ますと、もう4、5年生ぐらいからは半分ぐらいが持っているという状況、そして、持っているものの中で「携帯」、「スマホ」そして、「携帯とスマホの両方」という比率を見たときに、この数値です。

おおよそ、持っているものはインターネットやメールを利用しているという結果になっていますし、ラインについても同様です。

利用時間については、3時間以上というのも0.7%も増えて7%はいるということです。

携帯を使っていて、嫌なことで何があったかということで、チェーンメールが一番多かったようです。その他というのもございます。

次に、中学校です。中学校では大体50%、5割近くはもう既に自分用を持っているという時代です。後の方はごらんいただければと思っておりますけれど、嫌なことという、一番下のところ、「メール等で知り合った人に会った、会いそうになった」というところに1名ございます。これは、事前に連絡があって、会うことはなかったわけですが、把握した事案ではあります。

ただ、県内の状況を見ていると誘拐とか、ラインで知り合った、メールで知り合っただけという事案が発生している状況です。ですから、いつ何どき不特定の人と会っただけというようなことが、佐々町は大丈夫だというような見方は絶対にできない。

危機感を持って指導を重ねることが大切だということで、校長会、教頭会で指導を行ったところです。

以上、町内校長会、教頭会への指導事項です。以上、報告を終わります。

何か、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

8 議事

事務局

議案第4号 佐々町立幼稚園の廃止について

(議案により説明)

みなさまご承知のとおり、佐々町立幼稚園が平成30年3月31日をもって廃園ということになります。この件につきましては、町の政策の一環ということもございますし、以前つくられました平成27年策定の「子ども子育て支援事業計画」の中にも、この中に網羅されているところでございます。

事務手続につきましては、教育委員会で進めていかなければならないと考えております。

事務局	<p>したがいまして、平成30年3月31日をもって廃園となりますので、条例等々、後で出てきますけども、議会の手続等々もございまして、県への進達事項もございまして。そういうことで、今回の定例教育委員会の中で、佐々町立幼稚園の廃止についてご承認をお願いしたく、今回上程いたしましたので、よろしくお願いたします。以上です。</p>
教育長	<p>今、事務局から説明がありましたが、佐々町立幼稚園の廃園についてはずっと検討、報告等をしてきたところですけど、平成30年3月31日をもって廃止ということによろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
事務局	<p>議案第5号 佐々町立幼稚園設置条例等を廃止する条例(案) (議案及び資料により説明)</p> <p>お示ししております3つの条例がありますが、1つ目が佐々町立幼稚園設置条例、2つ目が佐々町立幼稚園保育料条例、3つ目が佐々町立幼稚園預かり保育条例、これら3つが先ほど説明しましたとおり、平成30年3月31日をもって廃園ということになりますので、この条例について廃止をするということで、今度の3月の議会に提案をすることとしています。施行期日につきましては平成30年4月1日です。また、幼稚園の保育料条例及び町立幼稚園預かり保育条例の廃止に伴う経過措置として、条例廃止前の「保育料」の徴収及び「預かり保育」に係る保育料等の徴収については、「なお、従前の例による」ということにしております。</p> <p>次に、佐々町子どものための教育・保育給付に関する条例の一部改正ということで、この分につきましても一部を改正することとしております。</p> <p>次に、佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正ということですが、こちらの分についても、佐々町立幼稚園保育料徴収関係事務関連部分を削除するための一部改正をするものです。</p> <p>次に、職員の給与に関する条例の一部改正ということで、「園長」という文言を削除するものでございます。</p> <p>次に、佐々町農業体験施設設置条例の一部改正ということで、こちらの中で「幼稚園」を「認定こども園」に改めるということで改正をするものです。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
教育長	<p>今、事務局から説明がありましたが、佐々町立幼稚園設置条例等を廃止する条例について、ご質疑等はございませんでしょうか。</p> <p>幼稚園の廃止については、十分ご理解いただいております。廃止に必要な条例ということで、ご承認いただいたということによろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

事務局	<p>議案第 6 号 佐々町公民館設置条例及び佐々町公民館使用料条例の一部を改正する条例 (案)</p> <p>(議案及び資料により説明)</p> <p>内容については、2 ページをお願いしたいと思います。こちらに改正前と改正後ということでお示しをしておりますけれども、右側の改正前の黒の太枠で囲んでいる線のところに佐々町公民館の本館と別館という表示がございます。こちらの別館というのが、幼稚園の 2 階部分になっております。</p> <p>今回廃園をしますので別館の部分を削除し、一部改正をするという内容でございます。</p> <p>次に、3、4 ページですけど、こちらが公民館使用料条例です。4 ページをお願いいたします。右側が改正前、左側が改正後ということになってはいますが、一番上の上段のところに太枠で囲んでいる、旧図書室、旧図書研修室、別館 (講堂) という表示がございますが、別館 (講堂) の部分が、先ほど申し上げました幼稚園の廃止に伴い削除となります。後から、ご説明いたしますが、その上の旧図書室、旧図書室研修室という表示がございますけれども、こちらの分については、旧武道館を平成 25 年度に解体をいたしまして、その武道館の 1 階部分に旧図書室、旧図書研修室がございましたけれども、この部分が残ったままの状態になっていましたので、今回削除させていただきたいということで考えているところでございます。説明は以上でございます。</p>
事務局	<p>補足いたします。この講堂のところの別館講堂は、幼稚園廃止に伴ってのことではございません。</p> <p>幼稚園の建物の 2 階に別館があるということのご認識をお願いしたいと思います。建物が老朽化しているということもございますので、供用廃止ということで、施設が使えないということになりますので、そこを廃止するということになります。</p> <p>また、旧図書室と旧図書研修室につきましては、昔の武道館の 1 階にあったものでございまして、まだ、いまだにこの条例が残っていたということで、今回改正を行うものでございます。以上です。</p>
教育長	<p>補足がありましたが、よろしいでしょうか。供用廃止ということで、ご理解いただければと思います。</p> <p>それでは、このことにつきまして、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
教育長	<p>それでは、承認ということでよろしいでしょうか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

事務局	<p>議案第7号 佐々町住民総合センター設置条例の一部を改正する条例（案） （議案及び資料により説明）</p> <p>表に改正前、改正後とありますけども、第3条第1項第5号に佐々町武道館という表示がございます。こちらを削除し、また、地域交流センターが平成29年4月1日から供用開始していますので、第6号に地域交流センターを入れるということでの改正を行うものでございます。説明は以上です。</p>
教育長	<p>今、事務局から説明がありましたが、実態に合わせるということでございます。ご質問等ございますか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
教育長	<p>それでは、承認ということでよろしいでしょうか</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
事務局	<p>議案第8号 佐々町体育施設条例の一部を改正する条例（案） （議案及び資料により説明）</p> <p>2ページをご覧いただきたいと思います。先ほどご説明しましたように、佐々町武道館を平成25年度に解体をしたということで、改正していなかったため、今回、改正するものでございます。</p> <p>右側が改正前、左側が改正後ということで、佐々町武道館の表示を削除する改正ということになります。</p> <p>また、次の3ページが使用料関係でございます。こちらの分につきましても、武道館の部分を削除するというところでの改正をするものです。説明は以上でございます。</p>
教育長	<p>事務局から説明がございましたが、このことについてはいかがですか。</p>
教育委員	<p>地域交流センターの柔道と剣道の利用は、これには入らないわけですか。</p>
事務局	<p>地域交流センターにつきましては、佐々町地域交流センター条例で決めていますので、本条例には入らないということになります。</p>
教育長	<p>それでは、本件について、ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
事務局	<p>議案第9号 佐々町幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（案）</p>

<p>事務局</p>	<p>(議案及び資料により説明)</p> <p>この分につきましては、今回の幼稚園の分に関するということではなく、従来からありました私立幼稚園等で行われる幼稚園の教育時間終了後の預かりに関する補助金の国に関する部分の要件等が変わりましたので、そこに合わせての改正となります。</p> <p>詳しいところは新旧対照表の方になりますが、まず、改正前、改正後のところの表の部分の第6条の1項が改正前は配置の分が2分の1以上とするところが改正後は3分の1以上になっています。これは、要件が緩和されて配置をしやすくなったという形になっております。続きまして、6条の2項の方、改正前にはなかったという形ですけど、保育士または幼稚園教諭免許状所有者以外の教育保育従事者という形で配置をする場合の明確な条件等を規定したり、要件等を緩和しながら配置について柔軟に行っていくということでの改正になっておりますので、この部分を一部改正という形にしております。</p> <p>また、第7条につきましても、第6条の修正に伴いまして「保育士または幼稚園教諭普通免許状所有以外の」というところだけで書かれていたものを「町長等が行う研修等を修了した者」という形に変えて、内容を合わせているということでの改正になっております。</p> <p>なお、こちらの方は配置等要件になりますので、實際上、補助の分に関わってくるところは、8条関係の別表の方になります。ここの主な改正の内容にしましても、事業者の方に預かり時間に対応して補助金をお渡ししていましたが、今までは、夏休み等などの長期休業日についても特段、通常の平日と変わらない形の扱いをしていましたので、長期休業中は長い時間でも、短い時間でも休日とかそういった形でなければ1日400円、平日の4時間程度と長期休業日の8時間の単価が変わらないということで、事業所等から要望があり、実態に合った金額を設定する改正となっています。</p> <p>次に、長時間の預かりについては、今までは4時間を超えた時間や休みの日の8時間を超えた時間というのが、一律100円という取り扱いをしていましたが、それについても2時間未満の場合は100円、2時間を超え3時間までの分は200円、計3時間以上は300円という形で段階を決めて単価の設定をして、より事業が行いやすくなるようにと改正するものです。</p> <p>この改正によりまして、例えば、預かり時間が4時間だったら400円、5時間だったら500円という形で、時間ごとに×100円という単価の設定に変わって、11時間以上は1,100円が頭打ちという形にもなりますが、この改正によって事業所も、より経営等をやりやすくなったということで、より園児さんの預かり等を充実させていくという改正を、国が示しておりますので、これに合わせての改正となっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>今、事務局から説明がございましたが、何か質問点はございませんでしょうか。</p>

教育長	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>それでは、承認ということでよろしいでしょうか</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
事務局	<p>議案第10号 佐々町就学指導小委員会の結果について (議案及び資料により説明)</p>
教育長	<p>今、事務局から就学指導小委員会の結果について説明がありましたが、承認ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
教育長	<p>次に、報告事項に移らせていただきます。</p>
事務局	<p>9 報告事項</p> <p>(1)平成29年度長崎県教育委員会表彰について</p>
	<p>舩委員さんが8年間教育委員として従事され、永年勤続表彰を受けられました。 また、齊藤富美子委員さんにつきましても、学校の薬剤師として30年間従事され、永年勤続表彰を受けられておりますのでご報告させていただきます。</p>
教育長	<p>(2)学習指導要領の改訂について</p> <p>学習指導要領の改訂については、平成29年3月に公示がされて、今年度が準備期間と言いますか、検討期間、周知の期間ということで取り組んでまいりました。</p> <p>教育委員の皆様方にも5月の市町教育委員、合同研修会の折に、県教育委員会義務教育課長が非常にわかりやすく教育課程とは何か、そして、今回の改定はということで、非常に充実した研修を受けることができましたし、折に触れて学習指導要領については、雑談も含めて話題にしてきたところです。</p> <p>3月になりましたので、確認の意味も含めて本町の取り組み等について、ご報告したいと思っております。</p> <p>今回の改定の基本的な考え方ということで、大きく3つがポイントとして示されております。1件目がいわゆる社会に開かれた教育課程を重視ということでございます。これに対して本町では、本年10月からコミュニティースクール化をしました。</p> <p>現在も十分に地域人材を活用をしているわけですが、さらに社会に開かれた教育課程ということで、地域とともに子どもを育てるという教育を推進していきたいと思っております。</p> <p>2点目、知識の理解の質を高め、確かな学力を育成するという大きなポイントで</p>

教育長

す。これは報道等によく使われておりました「アクティブラーニング」、「主体的、対話的で深い学び」という1つのキーワードがございますけれど、そういう授業をつくり上げようということがございます。

今まで、どちらかと言うと知識注入型だったのを思考型の授業にということで改善をしようという基本的な考え方でございます。

本町としては、3校研の研究授業、また、大阪大学の教授に来ていただいて研修を行いました。また、ICTの活用と相まって主体的、対話的、深い学びということをやってまいりました。これは、本年度だけの取り組みではなく、過去2～3年間はその方向性を持ってICTの活用も含めて取り組んできたところでございます。

3点目、道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実ということでございますけれど、特に今回変わったのは道徳の教科化ということです。

このことの対応については、8月に教育委員の皆様方に教科書採択をいただきまして、その後、公表と同時に学校には使用教科書を連絡し、来年度に向けた指導計画を作成するようということで、指導を行っております。

このことについては、道徳の授業自体は同じようにやっておりましたので、スムーズな移行ができると考えています。

ただ、評価については、いまだ中教審の方で検討中ございまして、新たな方向性等が出れば指導、協議を重ねていきたいと思っております。

もう一つ、ここには書いてはありますが、大きく変わるのが移行期間も含めて小学校3、4年生に外国語活動の時間が設けられ、特に5、6年生については、教科化という大きな課題でございます。

教科化については、その評価をどうするかという課題があります。県教委に確認をいたしました。文科省では、現在、中教審の方で審議中であり、決まったらすぐ連絡をする、とりあえず移行期間中は3、4年生の、これは特別な教科といいますが、教科以外として取り扱われる外国語活動については、学習所見のところに文書表現で、そして、5、6年生の教科としての外国語活動については、現在、英語活動の評価というのは、なされているわけですが、そこに文書表現でということでちょっと抽象的でわかりづらいかと思いますけれど、いずれにしろ文書表現で移行期間中は対応するという話でございました。

小学校の先生方としては、小学校の英語の評価、大体4領域、読む、聞く、話す、書くとあるわけですが、関心、意欲、態度、このあたりの評価をどうするかというのは、現在、非常に不安にも思っておられますし、やるとなった場合にその研修等をどうするのかは大きな課題になるだろうと思っております。

いずれにしろ、文科省の方針が明確になっておりませんので、わかり次第、県教委に指導を仰ぎながら評価についての対応をやっていききたいと思っております。

以上、学習指導要領の改訂について、基本的な考え方に沿って、概略ご説明をいたしました。

教育長

(3)土曜授業実施について

<p>教育長</p>	<p>外国語活動の教科化について、以前の定例教育委員会でもご説明いたしました が、新しい学習指導要領が小学校では平成32年から完全実施になります。それ に対応して平成30、31年度はその移行期間ということで、移行期間中、小学校3、 4年生は、先ほど言いました特別な教科として15時間の外国語活動。そして、5、 6年生については、現在35時間ですが、15時間増やした50時間の外国語活動 ということで、15時間ずつ、いわゆる授業時数を増やさなければならないという 状況になっています。</p> <p>これも、以前説明したことと重なりますけれど、本町では、校長会、教頭会、教 務主任会等と検討を重ねた結果、授業時数を増やすということは非常に難しいとい うことで、新たに土曜日に授業を行って、児童生徒の代休日は取らないという土曜 授業を実施しようという結論に至ったところです。</p> <p>土曜日午前中、3時間から4時間の授業を年に4回実施しようと考えています。 そのことによって、12時間から16時間の新たな授業の時数、枠を取り出そ うということで、対応していこうと考えているところです。</p> <p>具体的に学校の方では、PTAの評議委員会、学校保健委員会、PTA拡大評議 委員会、学校運営協議会、そして、最終的にはPTA総会等で保護者へ説明周知を行 うと同時に、12月の学校だよりに来年度から実施するというのを各学校、載せ て周知を図っております。</p> <p>また、年度末の学校だよりにも記載するという予定でいるところです。 そういう保護者の周知を経て、実施に踏み切りたいと考えています。 現在のところ、学校からの報告によれば、この土曜授業について、保護者の方か ら困るといような意見は出ていません。</p>
<p>教育長</p>	<p>(4)平成29年度体力テスト結果について</p> <p>体力テストについては、例年実施をしているわけですが、非常に、比較がし づらいということがございました。</p> <p>2月に、県教委の方から小学校5年、中学校2年生の体力テストの結果について、 8項目についての発表があり、それが新聞記事として載せられておりました。</p> <p>上の方から小学校5年生の男子、全国と佐々町を比較した場合のその割合とい うことで、数値を載せております。</p> <p>数値で、佐々町と全国の割合の中で1.0を全国平均としたとき、佐々町が上回 っている部分を緑色で塗らせていただきました。逆に、0.9以下になっている数 値については、黄色の彩色をさせていただきました。</p> <p>そうやって見てみますと、上体起こしは腹筋ですが、各学年男女とも勝っている、 反復横跳び、これは、敏捷性です、これも勝っています。20メートルのシャトル ラン、これは、持久力ですが、これも勝っているという結果になると思っています。</p> <p>しかし、やや課題があるのが、長座体前屈、いわゆる柔軟性です。小学校におい て0.9を切っている状況があるということです。</p> <p>大まかに見てみると、佐々町の子どもたちの体力については良好な結果だと評 価していいのではないかと思います。</p>

教育長	<p>ただ、長崎県の課題でもありますが、柔軟性については今後とも指導を重ねていかなければならないと思っています。ジャックナイフストレッチを長崎県教育委員会も推奨しておりますけれど、さらに各学校の体力向上プランに位置づけて伸ばしていきたいと思っていますところでは。</p> <p>以上、体力について、公表がありましたので本町の状況と比較してご報告いたします。</p> <p>何かご質問等ございますでしょうか。</p>
教育委員	柔軟性が劣っているということですか。ちょっとすれば治りそうな感じですが。
教育長	確かに、柔軟運動を家庭でするのも一つだと思います。
教育委員	この長座体前屈は、測る前の準備運動だけでも違うと思います。「はい、しなさい」と言ってさせられるのでは全然伸び方が違うので、その前の柔軟体操をよくすれば、もっと伸びるのではないかと思います。
教育委員	最近の子どもたちはかなり硬いと思います。かえって年取った方のほうが柔らかいです。
教育委員	家でお風呂上りなど、ちょっと指導してもらえれば全然変わると思います。
教育長	ありがとうございました。そのことも含めて、学校の方に話をしておきたいと思います。やはり、今の子どもたちは体が硬いと感覚的には思います。全国との比較だけではなくて、全体的に、もう少しってほしいという気はいたしますので、学校に話をしておこうと思います。ありがとうございました。
教育長	<p>(5)オアシスルームの廃止について</p> <p>先月議案として、ご検討いただいたわけですが、やはりメリット、デメリットと、どうしてもあるわけですが、事務局でも十分審議をした結果、来年度からは廃止ということ考えています。</p> <p>リスクが大きすぎるということ、また、先ほどご説明しましたけれど、子どもの居場所づくりについては、放課後児童クラブもそうですし、福祉の方でもそういう動きが出てきつつあるということで、来年度からは廃止ということで対応したいと思っています。</p>
事務局	<p>(6)羽ばたけ若者人材育成奨学金の決定について</p> <p>平成30年2月20日に佐々町奨学金資金貸付審議会を開催し、審議をいただきました。11名の方が申請され、審議の結果3名が決定しました。</p> <p>この結果により、町長決裁後、決定し、通知等をしていくという流れになっていきます。</p>

事務局	<p>なお、大学の方は国立の前期試験が先週終わったばかりですので、3月上旬ぐらいに結果を皆さんに差し上げて、合格者が3人そろった時点で授与式を行い、町長にも面会していただき、進めていきたいと思っています。</p>
事務局	<p>(7) 名義後援について 1件分について報告。</p>
事務局	<p>(8) 準要保護の2月認定について 認定なし</p>
事務局	<p>(9) 行事関係報告について 2月及び3月の教育委員会の主なスケジュールについての報告</p>
事務局	<p>(10) その他 ・オアシスルーム活動状況報告</p>
教育長	<p><u>10 その他</u> 次回の定例委員会は、3月27日(火)14時00分から別館会議室の予定です。 以上をもちまして、第2回定例教育委員会を閉会します。 (16時00分 閉会)</p> <p>上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するためにここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">平成30年2月27日</p> <p>教育長 黒、川 雅 寿</p> <p>委員 齊 藤 富 美 子</p>